

## 不動産を売買したとき

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）という現在に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税されます。従って、1月2日以降に売買などで所有権を移転した場合も、1月1日現在の所有者が納税義務者です（建物を取り壊した場合も同様）。

不動産の売買契約の際に、固定資産税の一部を買主が負担する旨の契約を結ぶことがあります。これはあくまでもその売買契約に基づくもので、固定資産税の課税とは関係ありません。このような契約に関連して、「固定資産税はいつからいつまでの税金なのか」という質問を受けることがあります。固定資産税はそういった規定はありません。

**問** 課税課資産税担当

TEL 06・6992・1474

## 給与支払報告書などの提出はお済みですか

地方税法で提出が義務付けられている「給与支払報告書」の提出期限は1月31日（木）です。まだ提出していない事業所は、至急、受給者の住所地の市区町村へ提出してください。

**問** 課税課市民税担当

TEL 06・6992・1456

## 消費生活センターだより

**クレジットカードや銀行の利用明細は必ず確認**

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細を確認したところ、20万円以上の請求があり、ほとんど心当たりがない請求だった。改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円の利用した覚えのない請求があった。不正利用ではないかと思う。明細書を確認していなかった非は認めるがどうにかならないか。

**【事例2】**

毎月1300円が銀行口座から引き落とされているのに最近気がついた。通帳をよく見ると3年前から続いていた。請求元に確認すると利用をやめたインターネットサービスの解約手続きをしていなかったため、請求が続いていたことがわかった。利用していない3年分を返金してもらえないだろうか。

**【解説】**

クレジットカード会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていた、銀行口座から不明な引き落としがあるという相談が寄せられています。

クレジットカードの利用明細は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際に受け

## 忘れていませんか市税の納付

個人市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が増加されます。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産（不動産・預金・給与など）に対して差し押さえ、公売などを行うこととなります。

また、納付せずに放置すると予告書を送付した上で「大阪府域地方税徴収機構」へ引き継ぐ場合があります。

大阪府域地方税徴収機構では、「差し押さえを前提とした納税交渉」、「少額分納には応じない」などの基本方針に基づき滞納整理を推進しています。放置したり、後回しにせず自主的に市税を納付してください。

**問** 納税課

TEL 06・6992・1852～1854

## 納税には便利な口座振替を

個人市・府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税および軽自動車税の納税には、便利な口座振替を利用してください。

なお、平成31年度分口座振替の申し込みや変更は、3月29日（金）までに納

取った伝票と突き合わせ確認しましょう。不審な請求があった場合は、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。クレジットカード会社の調査により不正利用だったことがわかる場合もあります。

銀行口座の通帳記入も定期的に行い、利用内容の確認を行いましょ。

不明な引き落としを長期間放置すると、原因の解明が困難になることもあり、早期に発見することでトラブルが最小限に抑えることができます。

最近利用明細書の郵送は有料になることがあるため、インターネットで利用明細を確認することがあったり、銀行通帳はなく、インターネットで確認できない銀行取引もあります。確認を怠ってしまう要因になるようですが、必ず定期的に確認するよう習慣づけましょう。

**問** 消費生活センター相談専用電話

TEL 06・6998・3600

時 午前9時30分～午後4時30分

（平日のみ）

消費者ホットライン（土・日、祝日相談）

TEL 局番なしの188

時 午前10時～午後4時

## 被害にあわないために

電話やはがき、インターネットなどによる詐欺と思われる事例が後を絶たず、市内でも報告されています。

税課または市内金融機関などで申し込みたい。

すでに利用している人は、自動継続されます。

また、納税課窓口でキャッシュカードのみで簡単に口座振替の登録手続きができます。

**問** 納税課

TEL 06・6992・1851

## 平成30年分所得税などの申告書作成会場日程表

問 門真税務署 TEL 06-6909-0181

申告書作成会場	開設日程	開設時間
会場 守口門真商工会館 ※1	2月18日(月) ～3月15日(金)※2 【土・日を除く※3】	9:00～17:00 申告相談の受付時間は16:00までです(混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります)。

- ※1 贈与税の申告相談についても、署外申告会場(守口門真商工会館)で対応しています。
- ※2 門真税務署では、上記の期間は庁舎内に「申告書作成会場」は設けていません。上記以外の期間は、通常の相談窓口での対応となります。混雑状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご理解、ご協力をお願いします。
- ※3 土・日は開設していませんが、2月24日および3月3日の日曜日に限り開設しています。

地区相談会場	開設日程	開設時間
会場 守口市役所 (1階南エリア会議室105)	3月5日(火)	9:30～11:30
	3月6日(水)	
門真納税協会 (2階会議室)	3月1日(金)	13:00～15:00
	3月4日(月)	

- 注 近畿税理士会の税理士が相談に応じます。当会場では、譲渡所得(株式・不動産など)および先物取引(FX取引を含む)に関する相談は行っていません。
- 持 ①本人確認書類(マイナンバーカードもしくは通知カードおよび運転免許証、健康保険証など)
- ②印鑑(書面(手書き)作成となる場合があります)
- ③お持ちの人は、「確定申告のお知らせ(「はがき」もしくは「封書」)」
- ④お持ちの人は、前年分の申告書控え

## 市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時 2月24日(日)9:00～13:00

場 問 納税課

TEL 06-6992-1852～1854

## ひきこもり・不登校の相談会

「NPO教育相談おおさか」が講演と無料相談会を開催します。子どもと若者の生きづらさの実態が深まっている今、「登校拒否・不登校、社会的ひきこもり」をどう捉え、関わるか、その援助の在り方について一緒に考えましょう。

内 子ども・若者の立ち上がる力を引き出すには

時 2月24日(日)午後1時30分～4時40分

場 守口文化センター3階研修室他

講 柚木健一氏(NPO法人おおさか教

金銭が絡んだり、慌てたり不安になったりする内容であれば、ひとりで判断せず、誰かに相談しましょう。また、少しでも不審に感じたら相手に連絡する前に、消費生活センターまで問い合わせください。

被害にあった場合はすぐに警察へ連絡しましょう。

**問** 消費生活センター相談専用電話

TEL 06・6998・3600

時 午前9時30分～午後4時30分

（平日のみ）

消費者ホットライン（土・日、祝日相談）

TEL 局番なしの188

時 午前10時～午後4時

問 守口警察署

TEL 06・6994・1234

## 育相談研究所理事・相談員

ギター演奏 高橋紗都氏(「うわわ手帳」と私のアスペルガー症候群」著者)

¥資料代500円必要

申 当日受付

備 午後3時25分～4時40分は交流会と無料の個別相談会をおこないます。

問 ぐらしサポートセンター 守口

☎ 0800・200・8011(フリーダイヤル)

リーダイヤル。午前9時～午後5時30分。土・日、祝日、年末年始を除く

## 特別支援教育支援員募集

市教育委員会では、市内の小中学校などに在籍している配慮を要する児童・生徒を支援するため、各学校に特別支援教育支援員を派遣しており、児童生徒を支援したいと熱意のある人を募集しています。

支援員は、派遣された学校からの指示を受け、通常の学級での対象児童・生徒などへの学習の補助活動、安全確保のための活動などを行います。

特に、教員を志望する学生、教員免許を有する人、その他、支援に関する専門的知識をお持ちの人は、ぜひ問い合わせください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 学校教育課

TEL 06・6995・3151